

令和6年度 第1回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和6年11月28日（金）午後1時30分開会～午後3時30分閉会

場 所：氷上住民センター 実習室

出席者委員：森秀樹会長、赤井俊子委員、石塚和彦委員、高畑豊代子委員、近藤泰三委員、山田勝之委員、藪猛委員、高見克彦委員、増南文子委員、臼井学委員

欠席者委員：十倉善隆委員、細田哲子委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼男女共同参画推進係長、人権推進係長、隣保館係長、教育部学校教育課指導主事

傍聴人：なし

報告事項：（1）丹波市多文化共生推進基本方針の策定について

議 事：（1）多言語三者通訳システムの導入について

（2）「第3次丹波市人権施策基本方針」の実施状況について

資 料：【資料1】丹波市人権行政推進審議会委員名簿

【資料2】丹波市人権行政推進審議会設置条例

【資料3】丹波市人権行政推進審議会に関する運営要領

【資料4-1】丹波市多文化共生推進基本方針（案）【通常版】

【資料4-2】丹波市多文化共生推進基本方針（案）【やさしい日本語版】

【資料5】多言語三者通訳システムの導入について

【資料6】令和5年度丹波市人権施策推進状況報告書

1 開会

・開会あいさつ

・委員12名中10名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）

・資料の確認

2 委嘱書の交付

・机上配付により交付

3 あいさつ

部長あいさつ

まちづくり部長を務めている谷水である。本日はご多用中ご出席を賜り感謝申し上げます。また、平素より本市の人権行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていること、あわせてお礼申し上げます。本審議会については、人権が尊重された社会づくりの推進に関連する行政、教育と啓発等の施策の基本方針の調査、研究やご審議いただくことを目的に設置している。委員の皆さまには任期中大変お世話になるが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

近年では、全国的に多様な生き方への関心が高まっており、人権を取り巻く社会情勢も大きく変化している。それを踏まえ令和4年3月には、第3次丹波市人権施策基本方針を策定し、総合的な人権施策に取り組んでいるところである。この方針に基づく取組として、今年度は丹

波市多文化共生推進基本方針の策定を進めている。現在の丹波市における外国人市民の状況としては、平成25年度末では641人であったが、令和5年度末には1,276人と、この10年間で約2倍となり外国人市民の増加、定住化が進んでいることがうかがえる。このような状況を踏まえ、先ほど申し上げた多文化共生推進基本方針を策定し、そして推進することで様々な文化や多様性を認め、外国人市民を地域の一員として尊重し、地域社会へ参画し活躍できる多文化共生社会の実現を目指している。また、このような取組を一つずつ重ねていくことで、第3次丹波市人権施策基本方針が示す基本理念にあるように、一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らすことができる社会の実現へ近付いているのではないかと感じている。本日は次第のとおり多数の議事報告があるが、委員の皆さまにはそれぞれの立場から忌憚のない意見をいただくことで、丹波市の人権施策の推進へ繋げて参りたいと存じますため、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

4 委員自己紹介

5 会長及び職務代理者の選出

会長に、森秀樹委員選出

職務代理者に、近藤泰三委員選出

6 会長あいさつ

会長あいさつ

皆さん本日はどうぞよろしく申し上げます。私は三重県出身である。三重県では人権施策についても熱心に取り組まれているが、残念ながらある事件が発生したので紹介する。一昨年になるが、とある公立学校の教員が土地を購入した後に、その土地が同和地区にあるのではないかと契約解除を業者に認めさせる差別行為があり、今年になって条例に基づき県知事からの説示や県教育委員会から減給の懲戒処分を受けるという事案が発生した。そもそも、ある土地を同和地区であると特定する行為そのものが差別的であり、不動産会社にしてもそのようなことに応えてはならない。そして、子どもたちを指導する立場の教員がこういった差別的行為を平然と行ったというのは人権意識に欠けると言わざるを得ない。ところが丹波市のアンケート調査でも、市民の方の中にはこのような土地への忌避意識が見られ、職員の中にも気になるなど思われている方がおられることが読み取れる。後ほど事務局から人権施策の推進状況について報告があるが、その中には職員への研修の推進についても書いていただいている。地味なことかもしれないが、やはり継続していかなければ忘れてしまう。新しい世代の方が実感を持ってなくなってしまうので、地道に続けることがとても大事である。

先日、神戸大学と丹波市が協力して行われた認知症予防の研究で、運動と脳トレを組み合わせることで認知症の予防効果が確認されたとの報告を見た。この基本方針の中にも高齢者の人権についても書かれている。認知症の方や高齢者の方、そして介護をされる方、それぞれで大変な思いをされている中で、人権施策の推進の前に、そういった環境をできるだけ作らない、状況を引き起こさないようにすることも大事だと考える。多文化共生であっても、何か困ったことが起こる前に、お互いが安心して暮らしていけるために、というように考えていく必要がある。丹波市の人権施策の推進のためにも、委員の皆さんにおかれては施策をしっかりと確認

し、ご提案もいただきたい。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため公開とする。なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような内容となった場合には非公開とする旨を確認する。

7 報告事項

(1) 丹波市多文化共生推進基本方針の策定について【資料4-1】【資料4-2】

事務局より【資料4-1】【資料4-2】丹波市多文化共生推進基本方針の策定について説明

8 議事

(1) 多言語三者通訳システムの導入について【資料5】

事務局より【資料5】多言語三者通訳システムの導入について説明

【意見要旨】

委員

丹波市には約 1,300 人の外国人市民の方がおられるということであったが、資料4-1の4頁、下部グラフを見ると、9歳以下及び10歳代の方を合わせて126名と約1割が児童、生徒となるが、こども園や学校では言語の習得や進学等についてどれほどのサポートがあるのか。というのも、9月に県の人権・同和教育研究大会があり、その中の分科会で姫路市において多文化共生サポーターをされている方の話があり、外国にルーツがあるこどもたちの現状として、言葉のハンディキャップが生活のハンディキャップになり、思うように学べない、または進学できたとしても保護者が学費を払えないということや、学費や学力が壁となり、夢を叶えることができないこどもたちがいるという報告があった。そういったことが丹波市でもあるのか。2%という割合は姫路市とそう変わらないかと思う。丹波市で育つこどもたちが夢を叶えることができ、生活することができるサポート体制が基本方針案には盛り込まれているとは思いますが、現実はどうなのか。学校に通うことができない方もいるのか、実態についてお伺いしたい。

事務局

先ほどの説明の通り、多言語三者通訳システムは市役所窓口等どこでも使える状況であり、各学校にも今年度から導入しているため日本語指導が必要な児童、生徒がいる小中学校についても使用することができる。また、以前から外国人児童や生徒の語学指導については多文化共生サポーターが心の安定を図るとともに、基本的な日本語能力を身に付けたり、充実した学校生活を送ることができるよう支援していただいている。一方で、学校へ通いたくても通えないこどもたちについてのご意見もいただいたが、外国籍のこどもたちというのは義務教育ではない。その中で言語の壁等があり通えないこどもたちがいるのかは把握できていないが、この多文化共生推進基本方針は来年1月に策定予定であり、この方針に基づき誰もが安心して暮らせる多文化共生社会を推進するために、今後も施策を進めていきたいと考えている。

委員

今こどもたちが学校で使用しているタブレット端末から多言語三者通訳システムを使用する

ことができるのか。

事務局

こどもたちのタブレット端末ではなく教職員が使用するタブレット端末にシステムが入っている。

委員

外国にルーツのあるこどもたちのタブレット端末にシステムを入れることはできるのか。

事務局

なぜ教職員のタブレット端末なのかというところは担当課ではないため詳しい説明はできかねる。

委員

教職員へ頼めば使用できるということか。

事務局

たとえば青垣小学校であれば、パキスタンから来られた方がおられ、ウルドゥー語を話されており誰もわからなかったが、タブレット端末に入っている翻訳システムで言葉を変換してお互いに質問とそれに対する答えのやりとりができた。また、ポケトークも使用しており、こちらはすべての学校にあるわけではないが、翻訳システムと同じように使用している。

委員

今言われたウルドゥー語というのは、丹波市内におられた方で、こどもは3人か4人いらっしゃる。こども園から中学校までということで、私も教職員であったときの経験があるため英語であればなんとかなったが、ウルドゥー語ははじめて聞く言葉であった。社会福祉協議会からは買い物の手伝いを頼まれたこともあった。そして住宅の中ではやはり異文化排斥をととても感じた。家からエスニック風の匂いがすること、住宅費の支払いについて等色々な話があった。学校では教職員が一人ついて一から十まで支援しないとならなかった。そのため県の教育委員会に外国語の指導補助員派遣を申請した。丸一日というのは難しいが教職員の負担軽減になってほしいと思う。ただ、別のところへすぐに出られる可能性もあるので、そういったところの連絡がきちんと取れているのか心配である。住宅に入られたとき、自転車の置き場所、玄関での靴の脱ぎ方等、様々なことを民生委員に何とかしてほしいと話があるが、自治会や地域の中でもこのような話をしておくべきであると考え。地域が何も知らないまま住宅へ入ることになるので、変わった人がいる等の異文化排斥が起こっていると感じた。

会長

こういった問題は千差万別である。外国籍の方でも配偶者がいる等での定住者の方もおられたり、一時滞在の方、若い世代の単身者や家族を抱えておられる方等、このような情報を積み上げて個別に対応していくことが必要になってくる。今のお話であれば県へ依頼をしても手続きが複

雑であったり、非常に短い時間しか対応できなかつたりと、なかなか難しい側面があると思うが、少なくとも情報共有だけはきちんとすることはとても大事である。少し違う話になるが、資料4-1の3頁にあるアンケート調査で、自治会に取られたアンケート結果を見ると、やはり情報が入ってこないことが挙がっている。自分の自治会に何人の方が来られているのかよくわからない、ということが心配だと感じている。まさに情報の周知がされていないので、周知できる仕組みが何かあればよいと思う。

事務局

地域にお住いの外国人市民の情報について、行政では住んでおられることはわかるが、具体的にどのように地域とお付き合いをされているのかというところまでは全くわからない。また、事業所関係で働きに来られている方というのも把握できかねる。そのような情報を、今回方針を作りながら徐々に把握していく。そして、今後その情報をどう発信していくのか、それは外国人市民ご本人や市民の方、地域の方にとっても課題であると認識しているので、ネットワークづくり等も課題解決のため方針に入れている。

委員

3月まで自治会長を務めていたが、ある家庭で父親はどうか日本語で伝えることができたが、ほかの家族は全くわからない方がいた。自治会の中には世帯名簿があり、緊急時に連絡が取れるように自治会長だけが持っている。名簿には6名程が載っていたが、その家庭のこどもは宗教的理由か何かわからないが、学校へは通っていなかった。自治会のこども会へも誘ったが入られなかった。夏に虫取りをしたり自転車に乗っているところは見かけたが、その子がどのように学習をしているのかわからない。そのような実態があるので、自治会から働きかけても入ってこられない人も中にはいる。先日テレビか何かで見かけたが、教室へこどもたちを集めて支援をするのではなく、サッカーをするだとか、テレビゲームで一緒に遊ぶなど、言葉が無くても遊ぶことができる方法で友達づくりをするところもあり、こどもにつられて親も顔を出されることもあるようであった。基本方針は大事だが、言葉の壁をあまり感じるこのない遊びからのスタートも、少なくともこどもたちにとっては一番手取り早い方法であり、このような視点での取組もできるのではないかと思う。

委員

国際交流協会が行われた多文化共生講演会に200人程の来場があり、メインとしてあったのは日本へ働きに来られている方のスピーチコンテストであった。9人のお話を聞いたが、どの方もとても真面目で日本は素晴らしい国である、日本語をもっと勉強したいという前向きな方ばかりであった。毎年、日本語能力が上がっているなど感じる。たどたどしいからだめということではなく、努力がうかがえる。我々よりも日本語が上手な方や、挨拶でも日本人以上に心遣いができる方もいる。ベトナムから来られた方の発表が多かったが、他にも韓国やカンボジア、タイ等それぞれ皆さん正装でスピーチをされ、いつも楽しみにしている。スピーチのために日本語を一生懸命勉強され、いずれ母国へ帰ることにはなるが、また日本へ来たいという声も多くあった。

事務局

先ほど委員から自治会や住宅での話があったが、資料4-1の21頁、地域における多文化共生の取組というところで、外国人市民だけではなく、地域や様々な方が関われるネットワークづくりというのも市と国際交流協会で取り組んでいくことを記載している。また、自治会については項目3の地域社会やまちづくりへの参画促進というところから外国人市民と日本人市民の地域の橋渡しになるような人材の発掘や育成、そして自治会の好事例について情報発信を行っていくことも取組として記載しているので、委員からいただいた意見とも合致しておりとてもありがたいものである。

委員

先ほど事業所に対してメールマガジンを送るという説明があったが、この事業所との関係はメールを送信するだけなのか。多くの外国人の方を受け入れている事業所に対しては、行政や民間からアプローチがあればかなり効果的ではないかと思う。たとえば、私の隣保には30人程のミャンマーから来られた方がおられ、たまに声をかけることもある。その中にはリーダー的な存在の方がおり、日本語が話せたりもするが、国際交流協会を知っているかと尋ねたところ、知らないと答えられたので、私からどういうところであるのか教えたことがあった。スマホも、そのグループの中では所持している人が、1人か2人であるという状況もそのときに知った。そのため、事業所が協力的であれば、もう少し取組も進んでいくのではないかと考える。そして、国際交流協会に行けば困りごとがあったときに助けてもらえると思えたが、存在すら知らない状況なので、日本へ来られた時に、行政が事業所を通じて情報をお伝えすればよいと思う。また、春日町で行われている日本語教室については、夜間であることに加えて通う手段が自転車しかないので、参加できる人は限られている。行きたくても行けない人もたくさんいるので、送迎等なにか考えていただきたい。

事務局

資料4-1の20頁に、日本語学習機会の充実について記載している。私自身も春日町の日本語教室でボランティア支援をしているが、たしかに私が日本語を教えた外国人市民の方の友人が教室へ行きたくても行くことができない、という声を聞いたことがある。そして、日本語学習自体のニーズも増えている中で、今後の学習機会の充実、拡充に向けては調査研究から行っていきたいと考えている。また、事業所については先ほどのネットワークづくりのところでも記載の通り、このネットワークの中には市内事業所も含まれており、国際交流協会と繋がっておられる事業所もある。その事業所で働いておられる外国人市民の方が、春日町の日本語教室で日本語を学んだり、その方の居場所になっている背景もあるので、基本方針に基づく取組をこれからも進めていきたいと思う。

会長

事業所へのアンケート結果を拝見すると、事業所としても外国人の方に働きに来てほしくても、最近では集めることも苦労していること、集めたとしてもすぐになくなってしまおうという不安を語っておられた。事業所も外国人の方の置かれている環境に配慮等を行うことで、自分たちにもメリットがあることを理解していただければ、取組も進んでいくのではないかと思う。

(2) 「第3次丹波市人権施策基本方針」の実施状況について（～1:49頃）

事務局より【資料6】令和5年度丹波市人権施策推進状況報告書に基づき説明

【意見要旨】

委員

昨年度の会議でも発言したが、小中学校で行われていた生き方を育む校区事業についてである。今は地域人権教育事業と変わっているが、中学校は中学校で69頁にも記載されている、中学生人権学習交流集会が行なわれており、事務局が講師を呼ぶための予算も持っていた一方で、5年前から小学校は地域別の交流集会をされていた。これは19頁にある学校教育課の事業である。現在は、交流集会で講師を呼ぼうとしても予算が無いという現状で間違いないか。

事務局

生き方を育む校区事業は小学校区でも中学校区でも10年以上前に取組んでいたが、小学校区の実施については、地域づくりの中で各自治協議会と一緒に取組んでいく方向性が示され、以降そちらで取組まれた。中学校区については、69頁の通り、地域人権教育事業として社会教育の分野で現在も取組んでいる。小学校あるいは中学校を中心に置いて、地域の方と一緒に地域課題に応じた取組を推進しているところである。

委員

地域別の人権交流集会のことを言っている。たとえば、春日地域であれば今年は大路小学校が担当であったが、大路地区自治振興会に頼んでお金を出してもらうようになっていた。やはりそこは学校教育課の施策である以上、講師を呼ぶための予算を付けるべきであると思う。私が担当であった頃は予算があったが、辞める頃にはなくなったと聞いてから納得がいかない。学校別の事業へ地域からお金を出してもらうことはよいとして、春日地域と氷上地域等まとまって交流集会をするのに、担当校の地域にお金を出してもらわなければならないような状況になっていることがどうかと思う。

事務局

今年から指導主事となったため細かなところはわからないが、私が以前学校現場にいた頃よりも前は、たしかに講師をお呼びしてやっていたが、金額は把握していないので調べたいと思う。ただ、小学校で以前から行なわれていた生き方を育む校区事業と、今回の人権交流会は少し違うものである。生き方を育む校区事業というのは、地域づくり事業の中へ移行しているため地域づくり事業からお金が出されているが、旧町ごとの人権交流会は、子どもたちが中学校へ行く前に人権感覚や学習してきたことが、それぞれ違っているので揃えていこうとするもの。そして、仲間づくりをするという意味も込められている。各学校において、人権学習は必ず行い高めていこうとする中で出来たものである。予算については、一番大事なことで、子どもたちが学習してきたことを、自分一人ではなく友達と一緒に考え、いじめや差別はよくないという意識の醸成をすることである。その醸成された状態で中学校へ上がることが大事なことであり、もちろん講

師を呼ぶためのお金で苦慮されていることは理解するが、内容としては同じ中学校へ行くもの同士が同じ人権意識を持てることを大事にしていきたいと考えている。

委員

私はお金がある、なしの話はあまり人権課題の話には関係がないと思う。様々な人権課題があるので、気が付いたものから取り上げて子どもたちが考えやすい形にできればよい。校区によっては総合の授業の中で、子どもたちに人権について考えさせるところもある。講師を呼ぶよりも、子どもたち自身に考えさせることの方が大事ではないか。

委員

お金について言い過ぎたかもしれないが、何かをしようとするときやはり後ろ盾はいると思う。実際に私が聞いた話では、ある地域では担当学校長の地域からお金を出してもらって講師を呼んでいた。これはただお金が欲しいために言っているのではなく、事業として財政的後ろ盾があるべきと考えるからである。

委員

生き方を育む校区事業ができた時に、部落差別を中心にした内容でお金を使って欲しいとよく話をした。行政にもお伝えし、行政もそのつもりで地域へ依頼したはずが、地域にはいろんなお金の使い方があるので、交流だからと村祭りに使ったりと使用目的が一本化されていなかった。そして、事務局の意見にもあったが、小学校から中学校へ上がる時に、子どもたちが持つ人権意識も足並みが揃っておらず一定化していなかった。どうかしてと何度も話をしたが、結局一本化できずに結論が先延ばしになってしまった。

会長

地域はどのようなことがやりたいのかという話合いや、それをするためにはどのような不都合があるのかということ、行政はこれまでの経緯を調べていただいたうえで、お互いにコミュニケーションをしっかりとって対応することが大事である。

事務局

小学校で行なわれていた事業の経過は、先ほどの説明の通りお金をかけずに現場でやっていくというところから始まったと聞いている。また、講師を呼ぶにしろ呼ばないにしろ、どのようなことができるのかは確認をするが、現状として、おそらく小学校で仕組みを考えられているのではないかと思う。そして、地域の方々と学校とが一緒に人権課題を捉えて取り組んでいけるように支援していく。

委員

私は婚活支援もしているが、女性が少ない。地方は女性が住みにくいといって都会へ行ってしまう。環境を変えていかなければ男性ばかりが増え、婚活マッチングの登録も増えず、婚活支援ができない。

会長

男性の未婚率の増加も、少子化問題として大きな課題と考える。

委員

地域で頑張ってもらいたい、地域で取り組んでほしいと進められてきたが、地域も疲弊している。昔で言うならふるさと祭りが各校区で行われていたり、地区ごとの運動会もあったりしたが、それができなくなってきている。地域でやれと言っても疲弊しているのでできない。役員の担い手もいなくなってきている。女性になんとか頑張ってもらいたいと言っても、男性中心の考え方では誰もついてこない。女性や子どもを中心に誰もが楽しめるように工夫をしている自治会もあり、そのように変えていかなければならない。行政も、今までと同じように地域や自治会でと言っているようではいけない。そして、行政には様々な委員会があり自治会長会で役員の割り当てがあるが、それももう限界ではないかと感じている。そういったところも見直していかなければ、今以上に活力は失われ、若い人が帰ってきたとしても日役や消防団、自治会内の役員等と負担が大きいので、親の方が慌てて帰って来なくてもよいと自分の子どもに話すような状況もある。また、自治会に加入しない人も増えてきているので、自治会や自治協議会に任せておけばよいという考え方はやめていくべきである。

会長

それは、みなさんも行政側も感じているところであると思う。地域の行事も少人数でできるものにしていくことや、行政もこれまで依頼してきたから継続して依頼するということが厳しくなっている。新しい仕組みづくりが必要だと思うが今後の課題であると考えている。

事務局

まちづくり部の中でも大きな課題として認識している。ただ、行政だけではできないところもあり、今後どのようにしていくのかについても取組を進めているところである。また、女性の地域づくりへの関わり方については、主に男女共同参画センターで取り組んでおり、婚活事業やそもそも地域に人がいないというところは事務局としても課題として捉えている。昨日も、NHKのあさイチという番組で地域から女性がいなくなるというような話があった。これは丹波市だけではなく全国的な課題であり、人権という視点で丹波市がなぜ住みにくいのかを考えたとき、自治会内では女性と男性の役割が昔から身に付いているからである。男女関係なく皆ができればよいという話は出前講座でもさせていただいている。あるところでは、女性が草刈り機を持っていくと、男性にしてもらえばよいと声をかけられたことがあったと聞いたことがある。男性の優しさかもしれないが、やりたいと思うその気持ちや行動を無くしてしまったり、女性もその言葉に逃げてしまうことがあるので、もっと関わっていけるように男女共同参画センターでは、女性に対しても一緒にやってみようという話や、力を身につけてもらえるように、無意識の思い込みについての学習会に取り組んでいる。

まちづくり部として、人口が減ってくる中で、どうすればこれまでの住民自治を続けていくことができるのかを庁内においても協議をしている。自治会長に依頼する配布物が多いこと、市から委員を選ぶ人数も減らすことができないか、ということも段階的に調整・検討を進め、まちづくり部だけではなく、福祉部やふるさと創造部等も加わって、よい方向へ向けて検討している。

自治会でのお祭りの話では、春日町広瀬自治会が自治会内で取られたアンケート結果が新聞に載っていたが、それを見るにやはり夜に宴会をしたいのは男性ばかりで女性は皆反対であったため、女性や子どもも含めたみんなで楽しめる、お茶会のような催しをされていた。アンケートを取るにしても、戸主だけではなく、そうではない男性や女性の意見も聞かれたうえで、当時の役員の方は反省すべきことがあったんだと気づきがあったそうである。このようなことも踏まえて、今後は市民プラザや市民活動課を中心に協議をしていきたいと考えている。

9 その他

事務局

本日いただいた意見は庁内各部へかえさせていただき、今後の取組の参考、あるいは反映していく。その他気付かれた点があればご連絡をお願いしたい。

会長

他にないようであれば、本日予定の議事はこれで終了した。これをもって閉会とする。